

VI 設置計画履行状況等調査について

「設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）」について

I 目的

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、当該学部等が「完成年度」（標準修業年限終了年度）まで、当初の設置計画の履行状況等（学生の入学状況や科目の開設状況及び教員の就任状況等）について報告を求め、当初計画が確実に履行されているか、また認可又は届出時の留意事項への対応状況などを調査し、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保する。

II 根拠

- ・大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月3日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び履行状況の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- ・大学設置基準第53条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（抄）（平成15年3月31日 文部科学省告示第44号）

1 （略）

2 （略）

- 3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

〔大学院 = 告示第50号（平成15年3月31日）〕
〔短期大学 = 告示第52号（平成15年3月31日）〕

III 調査

1. 対象

- ①認可又は届出により設置した、学年進行中の全ての大学及び学部等
（学則変更の届出で設置した公立の学科は含まない）
- ②完成年度を越えたもののうち、前年度に改善意見、是正意見又は警告が付された大学及び学部等
- ③私立の大学等の収容定員増加の認可申請に係る審査において、当該大学等における収容定員の充足状況が著しく不適当な状態にあるもの。

2. 「設置計画履行状況報告書」又は「改善意見等対応状況報告書」等の提出

・平成29年3月中旬～下旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。

・平成29年度報告書の提出締切り

○平成29年5月12日（金）

提出書類：上記①「設置計画履行状況報告書」

上記②「改善意見等対応状況報告書」

上記③「収容定員に係る学則変更を行った大学の入学状況報告書」

○平成29年8月中旬頃

提出書類：上記③「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」

・提出書類、対象学部等は、報告書作成依頼の文書を参照してください。

・様式は文部科学省 HP に掲載します。

・設置計画は、各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したものであることにも鑑み、報告いただく設置計画履行状況報告書や改善意見等対応状況報告書等については、各大学の HP に公表するなど情報提供いただくよう積極的な対応を願います。

3. 実地調査・面接調査

上記報告書に基づく書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地調査又は面接調査を行う場合があります。（調査実施時期は、例年7～12月）

調査を行う必要があるとされた大学に対しては、公文書にて通知しますので、その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

4. 調査結果の公表等について

①平成28年度調査公表時期

平成29年2月上旬～中旬頃予定（参考：昨年度は平成28年2月19日（金））

②本調査において付される意見等の種類

意見等の種類	定義
警告	是正意見を受けながら、その是正に向けた早急な対応がなされていないと認められる場合に、認可基準の「設置計画の履行状況が著しく不適当な状態」に該当するおそれがある旨を伝達するもの
是正意見	早急な是正が求められる場合、又は改善意見を受けたにも関わらず不履行又は対応不十分な場合、設置者にその是正に向けた早急な対応を求める意見
改善意見	改善を強く求める事項があり、設置者にその改善に向けた対応を求める意見
その他意見	改善が望まれる事項があり、これを通知する意見

③平成27年度調査結果の概要

全体としては、各大学等において設置計画が着実に履行されており、設置計画の変更があったものも、相応の理由ややむを得ない事情があったものと認められる。ただし、定員の不適切な管理や設置計画期間中の教育課程の大きな変更など、設置計画の履行という観点から不適切な事例も見られた。これらの状況は、学生の教育環境の悪化を招くものであり、教育の質の維持・向上の観点からも早急な改善が求められるものである。また、昨年度の調査の結果「是正意見」が付されたにも関わらず、対応が十分ではなく、「設置計画の履行の状況が著しく不適當な状態」に該当するおそれがあるものとして「警告」が付された事例や、改善意見を付されながら対応が不十分だとして「是正意見」を付された事例も見られた。

IV AC期間中の対応事項

1. 設置計画履行状況等調査報告書等の提出

上記Ⅲ 1. 及び 2. 参照

2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合等

対象：認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

3. やむを得ず専任教員を変更等する場合

対象：認可により設置した学年進行中のすべての大学及び学部等

AC期間中に、やむを得ず専任教員を変更等する場合（以下の①～⑤に該当する場合は、必ず「専任教員採用等設置計画変更書（AC）」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（AC教員審査）を受ける必要があります（AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできません）。

なお、以下の①～③及び⑤に該当する場合は、当該専任教員が授業を開始する前（又は認可時に大学設置・学校法人審議会から指示された時期まで）に、以下の④に該当する場合は、大学において職位昇格の発令を行う前にAC教員審査を受審する必要がありますので、御留意ください。

また、大学で職位の発令を既に行っている専任教員についてAC教員審査を受審する場合、大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので、御留意ください。

- ① 専任教員を新たに採用する場合
- ② 専任教員の担当授業科目を追加する場合
(オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む)
- ③ 専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- ④ 専任教員を昇格させる場合
- ⑤ 専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合
(科目の内容が変わらない場合を含む)

※様式は文部科学省 HP に掲載。

【平成29年度のAC教員審査実施予定】

平成29年度のAC教員審査は以下の年4回ですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

区分	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	3月17日（金）	4月3日（月）～4月5日（水）	4月～5月	6月上旬
第2回	6月9日（金）	6月21日（水）～6月23日（金）	7月	8月中旬
第3回	10月13日（金）	10月25日（水）～10月27日（金）	11月	12月中旬
第4回	12月12日（火）	12月21日（木）～12月25日（月）	1月	2月中旬

※上記受領確認連絡期間に、到着確認の連絡を担当者宛てに行います（原則としてメール）。

- 設置計画期間中に専任教員予定者が未就任又は専任教員が辞任した場合は、必ず専任教員を補充してください。なお、未就任又は辞任した者が主要授業科目の担当者であって、その後専任教員が補充されていない場合又は専任教員は補充されているが、当該主要授業科目を兼任教員等が担当している場合は、「設置計画の履行状況が著しく不適當」に該当するおそれがありますので御留意ください。

4. その他

設置認可後（又は届出後）の計画変更は、合理的な理由がない限り不適切です。

変更の内容が、認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なる場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることが有り得ます。このため、設置計画に大きな変更等が生じる場合は、事前に文部科学省大学設置室に御連絡ください。

VII 学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等

学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等

平成28年12月22日

高等教育局私学部私学行政課



文部科学省

MEXT

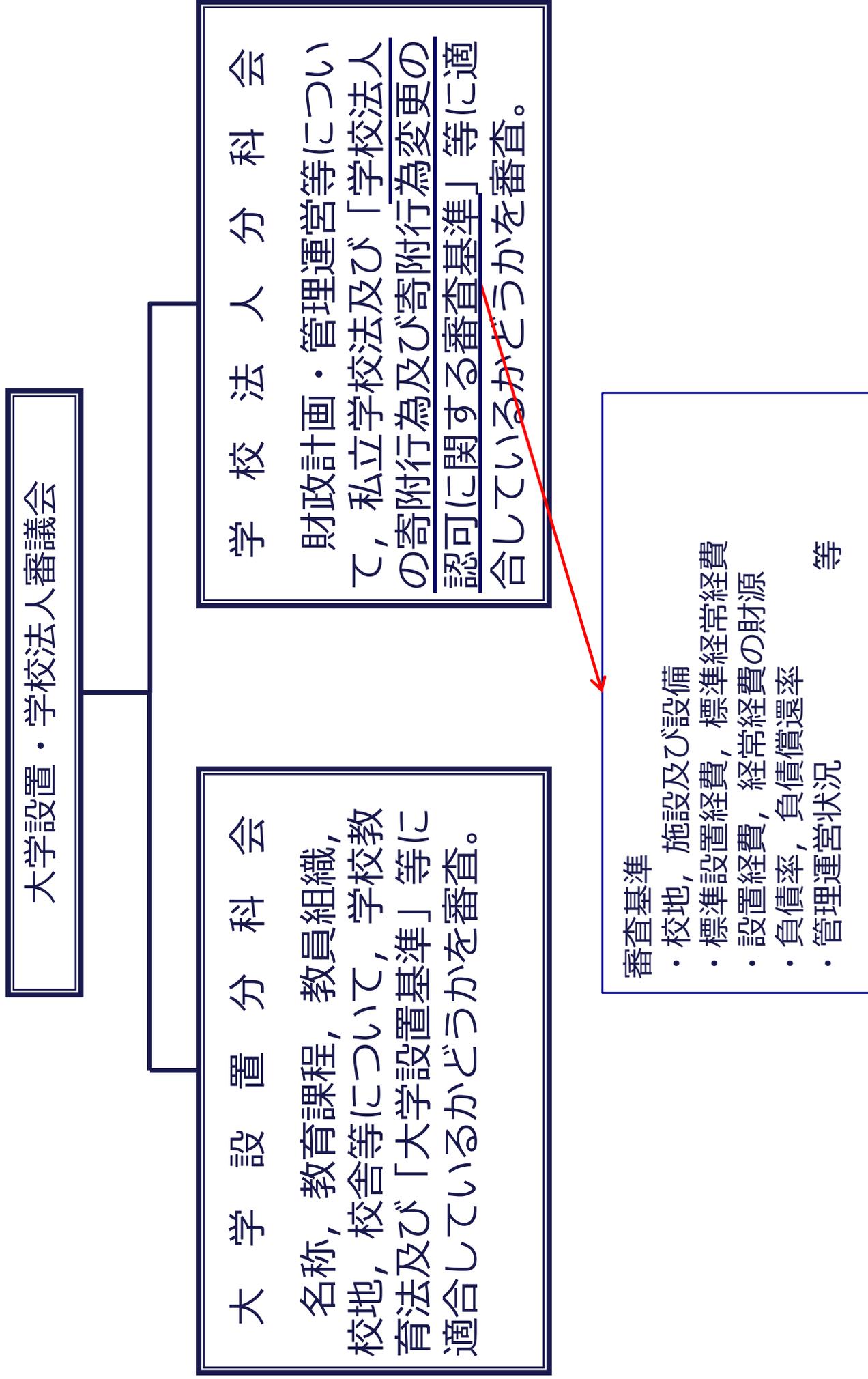
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	1
2. 申請手続等の流れと審査スケジュール	11
3. 学校法人分科会による審査の概要	12
4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）	14
5. その他手続き等	15
6. 申請書類作成上の留意点等	19
参考資料	21

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要



(1) 審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

P3 参照

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

→H28.9.15付(28文科高第581号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

P3-5 参照

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

P6-7 参照

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

P8-10 参照

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

(2) 標準設置経費、標準経常経費と設置経費

- ◇大学等の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転共用する既存施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含めて「標準設置経費」以上。
- ◇大学等の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。
- ◇設置経費・初年度経常経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

	創設費 (設置経費、経常経費)	転共用
校地	〇〇〇百万円	
校舎(基準内)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
校舎(基準外)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
図書	〇〇百万円	〇〇百万円
設備	〇〇〇百万円	〇〇百万円
経常経費 (原則初年度分。大新のみ。)	〇〇〇百万円	

校舎(基準内)と設備のそれぞれについて、創設費と転共用の合計額が「標準設置経費」以上。

開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上

「創設費」の合計額に相当する財源を、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

(3-1) 設置経費の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に、②寄附金、資産売却収入、その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

①申請時

<大学新設案件>

- ◇ 開設前々年度の10月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（30年度開設は27年度末）の貸借対照表にて財源を確認。
- ◇ 6月末の追加書類提出時に改めて、それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

<学部等新設案件>

- ◇ 開設前々年度の3月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（30年度開設は28年度末）の貸借対照表にて財源を確認。

②負債性の無い自己資金等

- ◇ 借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合、寄附者が行った借入に限らず、その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
- ◇ 設置経費相当額の資産を保有している場合には設置経費等の二分の一を超えない範囲で借入金
を充てることが可能。

(3-2) 設置経費の財源の考え方

- ◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金－（流動負債＋第4号基本金）】が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

② 流動負債の中の科目（前受金を除く。）と資産の部に計上している科目が対応している場合は、それらを除いた上で**上記①**が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注1）がある場合、それを財源に加えた上で**上記①**が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

財源を、負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。
(注2)

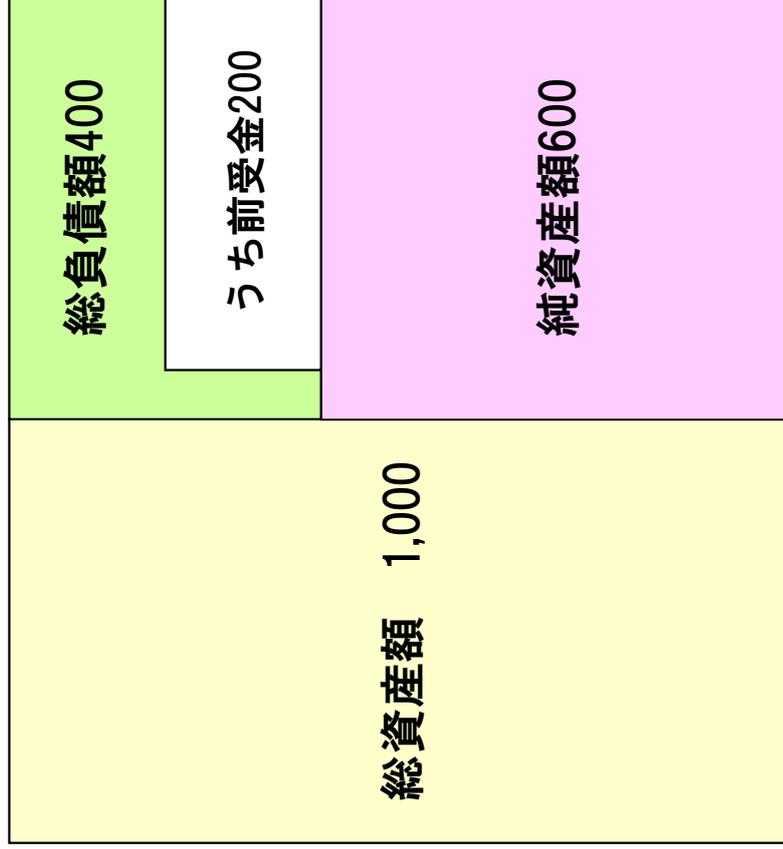
(注1) 審査基準第一の(十)の才(財源の保有形態)に留意が必要。

(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。

(4) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(\text{総負債額}400 - \text{前受金}200) \div \text{総資産額}1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額}400 \div \text{総資産額}1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

純資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額}400 \div \text{純資産額}600 \times 100 = 66.7\%$$

(5) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「事業活動収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{事業活動収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
▶ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い
▶ 償還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）

(6) 管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

- ア 理事長の資質
 - ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験
- イ 理事体制の整備
 - ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保
- ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限、役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）
- エ 監事の支援体制の整備
 - ・業務や財務に係る情報提供、内部監査部門等との情報共有、監事業務をサポートする人員の配置
- オ 管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）
- カ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合、再発防止のための必要な措置 など

<学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程

など

② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施
- イ 役員間，教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

<管理運営体制，管理運営状況，事務処理体制についての留意点（主な指摘例）>

- 役員，評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況，理事・監事の理事会等への出席状況，理事会の開催頻度，理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- 役員，評議員の選任方法が不適切（遡及した選任，理事会等の承認を経ずに選任など）
- 理事会，評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り，書面による持ち回り，理事会，評議員会の同時開催，白紙委任など）
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供，書面による確認のないままの債務保証など）
- 財務関係書類等の備え付けが遅延，作成すべき書類が未作成
- 法令や寄附行為に基づく登記の不備（代表権の登記，資産総額変更登記など）
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類，閲覧の対象者）が不十分
- 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について，今後の取扱いが未定

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 収支バランス，ストックの状況，及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金，補助金の収納状況

<財務状況等における主な指摘例>

- 事業活動収支差額がマイナスの状態で継続
- 事業活動支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- 負債率や負債償還率が高い
- 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等，財政基盤の安定確保
- 既設校の定員未充足の改善
- 補助金の確実な収納
- 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明

2. 申請手続等の流れと審査スケジュール

◇大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の申請書類は、

- ①大学等を設置する場合，開設年度の前々年度の10月末
- ②大学に学部等を設置する場合，開設年度の前々年度の3月末

と、前年度6月末の追加書類を提出。

【一般的な審査スケジュール(学校法人分科会)】

